

# 都市計画法による開発許可の手引

令和8年4月施行

横浜市建築局

## はじめに

開発許可制度は、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と、開発行為や建築行為等の市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区域区分し、無秩序な市街化を防止し、公共、公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街地を計画的・段階的に実現していくことを目的とした制度です。

この手引は、開発行為の許可申請又は市街化調整区域内に建築許可申請をしようとする方たちが、その手続が円滑に進められるよう、開発許可制度の基準や必要な手続についてそのあらましをとりまとめたものです。

つきましては、開発行為の許可申請又は市街化調整区域内に建築許可申請を行う場合には、この手引により開発許可制度をご理解して頂き、良好な都市環境が図られ、魅力ある横浜市になるようご協力をお願いします。

※ 本書中主な略称は次のように表示しました。

法：都市計画法

政令：都市計画法施行令

省令：都市計画法施行規則

市施行細則：横浜市都市計画法施行細則

盛土規制法：宅地造成及び特定盛土等規制法

条例：横浜市開発事業等の調整等に関する条例

規則：横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則

### **経過措置（令和7年4月1日改正施行時）について**

令和7年3月31日までに都市計画法第29条第1項の開発許可を受けた開発行為（同法第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる開発行為を含みます。）は、改正前の都市計画法による開発許可の手引の規定を引き続き適用する。